

# **ファミリーホーム制度に関する 提言書**

**令和2年10月  
公益財団法人 日本財団**

## 目次

1. 本研究会のねらいと位置づけ .....	1
2. 家庭養護の国際的潮流 .....	2
3. ファミリーホーム制度の設立経緯と環境変化 .....	4
4. 各種調査からみるファミリーホームの養育実態と課題 .....	9
5. ファミリーホーム制度の課題 .....	18
6. ファミリーホーム制度の改善に向けた論点 .....	21
7. 提言 .....	25

## 1. 本研究会のねらいと位置づけ

平成 29（2017）年 8 月に示された「新しい社会的養育ビジョン」では、里親委託や施設措置に関しては数値目標が掲げられるなど、代替養育における家庭養育原則の徹底や里親への包括的支援体制が明確にうたわれた。これを受け、国ではその後の「フォースタリング機関（里親養育包括支援機関）及びその業務に関するガイドライン」や「乳児院・児童養護施設の高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化の進め方」の策定等により、里親制度や児童福祉施設の今後のあり方を示している。

しかしながら、第二種社会福祉事業に位置付けられるファミリーホームのあり方について、国による具体的な言及はこれまで示されていない。その一方で、「新しい社会的養育ビジョン」以降の制度改正もあり、小規模化・地域分散化された児童養護施設や、フォースタリング機関に支援を受ける里親と対置して捉えると、ファミリーホームの制度的位置づけは曖昧になりつつある。こうした中で、障害のある子どもの養育や、家庭としての養育環境の提供など、ファミリーホームへの強い政策的期待が寄せられる状況が各地で生じている。

里親およびファミリー制度に関する研究会（以下「本研究会」と略記）では、ファミリーホームが制度として事業化された当初から一貫して「家庭」を想定したものであるとの経緯を再確認した上で、同制度について 3 年以内を目処とした短期的視点、及び 5~10 年間程度の中長期的視点の双方から捉え直すことで、社会的養育を推進する上でのファミリーホームの役割発揮の方向性を提示することを目指して検討を進めてきた。特に本研究会では、制度としてのファミリーホームに着目し、子どもの最善の利益の確保のために、ファミリーホームが担うべき役割やその実現に必要と考えられる事項を提言として取りまとめている。

本提言書では里親制度をはじめ関連制度の方向性のうち、ファミリーホーム制度と関連する部分について議論しているが、今後社会的養育の充実強化を図る際には、ファミリーホーム制度に焦点化した検討も不可欠である。日本ファミリーホーム協議会やその関係者、国や自治体などにおいて、ファミリーホーム制度の推進の方向性をより具体的に議論するにあたって、この提言書が検討の一助となることを期待したい。

## 2. 家庭養護の国際的潮流

### (1) 「家庭養護」の定義

日本の現行制度では、ファミリーホームは「家庭養護」と位置づけられ、グループホームや小規模グループケアは「家庭的養護」に分類される。これらの用語の定義について、国際的には家庭養護は Family Based Care、家庭的養護は Family Like Care という言葉に相当し、それぞれが指し示す養育の概念は異なるものとされている。例えば、スコットランドのストラスクライト大学に設置されている児童福祉研究機関 Centre for Excellence for Looked After Children in Scotland によれば、それぞれの違いは以下のように整理されている。

図表 1 家庭養護（Family Based Care）と家庭的養護（Family Like Care）の定義<sup>1</sup>

- ・家庭養護（Family Based Care）…公的な代替養育の提供のフレームワークの中において、認可されたカップルまたは個人により、彼ら自身の家で提供される。
- ・家庭的養護（Family Like Care）…施設ケアに含まれる。家庭養護と比較すると、組織的な養育手段を意味する。可能な限り家庭に近づけた、主に自主的小規模グループの中で提供される。一人か複数の親代わりの大人が養育者となるが、その養育者自身が通常暮らしている家庭環境の中での養育ではない。

### (2) 里親委託数の上限

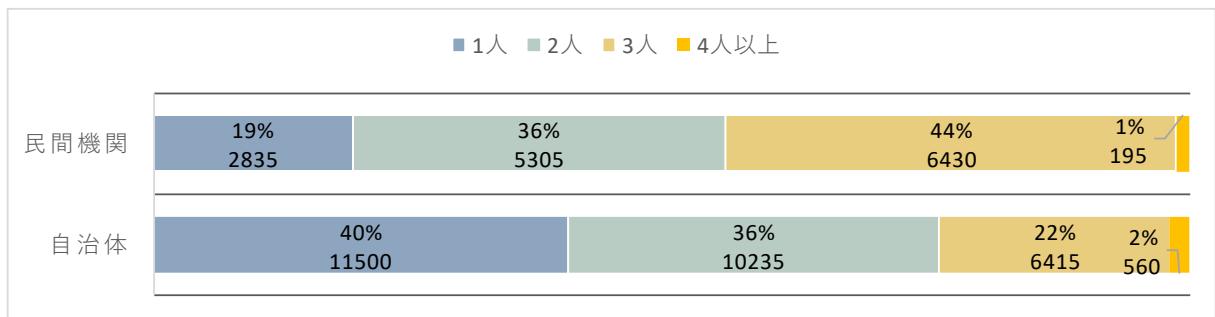
諸外国では家庭あたりの里親委託数は 3 人が上限とされている国が多く、例えばイギリス、ニュージーランド、オーストラリアは兄弟が 4 人以上のケースを除き、法律で原則として 3 人までと定められている。イギリスでは更に里親の経験や専門性により、養育できる子どもの数が制限されており、子どもを 1 人養育できる里親は 14,335 人、2 人が 15,540 人、3 人が 12,845 人、4 人以上が 755 人となっている（表参照）。カナダは州ごとに定められているが、ほとんどの州で世帯あたりの里子は 4 人以下であり、ブリティッシュコロンビア州のように里親の専門レベルに応じて委託数上限が定められている地域もある。スウェーデンでは法律で家庭あたり委託数は 3 人までとされていることに加え、すべての子どもが自身のベッドルームを持つことを求めている。

また各国とも、養育上の課題がある子どもについては、委託はより少人数となる傾向にある。図表 2 のとおり、イギリスでは、2 人以下の子どもを受け入れる里親家庭は全体の過半を越えている。イギリスでは、子どもの医学上ないし行動上のニーズがある場合は委託数に制限を受けることがある。オーストラリアとスウェーデンは、

<sup>1</sup> Centre for Excellence for Looked After Children in Scotland (2012) MOVING FORWARD : Implementing the ‘Guidelines for the Alternative Care of Children’ を参考に作成

複雑な課題を抱える子どもへのインテンシブ・ケアでは委託数は通常 1 人とされている。ニュージーランドでは、里親のレベルに子どもの養育ニーズも加味して委託数が決定される。

図表 2 イギリスのセクター別の里親家庭の子どもの受託可能な人数の分布



(出所) GOV. UK, Fostering in England 2017 to 2018: main findings より (2018 年 3 月)

なお、里親委託数が子どもの成長に与える影響に関するエビデンスも存在する。養育形態に着目して子どもの成長後のアウトカムを分析した研究はそれほど多くはみられないが<sup>2</sup>、愛着形成の観点で、養育する子どもの人数が少ないほうが愛着形成が安定しているとの研究<sup>3</sup>では、代替的養護にいる子どものアタッチメントスタイルは実家庭や養子縁組の子どもと異なるが、特に安定型アタッチメントへのネガティブな影響は代替的養護の中でもより施設ケアで強い、という結果が示されている。

<sup>2</sup> 日本財団 (2017) 社会的養護のアウトカムに関する系統的レビュー

<sup>3</sup> Quiroga et al. (2015) Attachment Styles in Children Living in Alternative Care : A Systematic Review of the Literature

### 3. ファミリーホーム制度の設立経緯と環境変化

ファミリーホーム制度は平成 21 年度に創設された（「小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）の運営について」平成 21 年 3 月 31 日雇児発第 0331011 号。以下「実施要綱」という。）が、創設当時は、小規模住居型児童養育事業を行う住居を「小規模住居型児童養育事業所」と称するなど施設的な印象の表現で法定化されていた。制度設計当初の社会的養護を取り巻く環境は、大舎制の施設もまだ多く、地域小規模児童養護施設やグループホームも 6 名定員であり、平成 21 年児童福祉法改正までは 6 名まで里親委託が可能であった。このような他制度の影響も受け、ファミリーホームも 5 名又は 6 名の定員が設定されることとなった。ファミリーホーム制度の設計当初は「それ以前から里親型のグループホームとして自治体で行われていた事業を法定化したものであり、里親のうち多人数を養育するものを事業形態とし」たものであったが、実施後 3 年のうちに施設分園型グループホームとの相違があいまいな形態も生じていた<sup>4</sup>。

こういった課題を受け、平成 23 年 7 月には厚生労働省において「社会的養護の課題と将来像」が取りまとめられ、平成 24 年 3 月に「里親及びファミリーホーム養育指針」（雇児発 0329 第 1 号）（以下「養育指針」という。）が通知された。この養育指針において「ファミリーホームは、里親が大きくなったものであり、施設が小さくなつたものではないという位置づけ」が明確化された。家庭養護を基本とすることが繰り返し述べられ、中でも（子どもの権利擁護の章において）子どもを権利の主体として尊重すること、「日常的に子どもが自分を表現しやすい雰囲気をつくり、自分の思いをいつたん受け止めてもらえる安心感や養育者との関係を確保することが養育の要である」としていることは特筆すべき観点の一つである。

また、養育指針の通知とともに、児童福祉法施行規則及び実施要綱の改正が行われ、ファミリーホームの理念と要件規定等が見直された。要件規定等の見直しでは、3 人の養育者という条件ではなく、家庭養護の特質である「夫婦である 2 名の養育者 + 補助者 1 名以上」又は「養育者 1 名 + 補助者 2 名以上」とすること、生活の本拠を置かぬ養育者が認められないよう「養育者は、ファミリーホームに生活の本拠を置く者でなければならない」ことが規定され、現行制度同様の規程に修正された。

養育指針の通知後も、ファミリーホーム制度の推進に向けての政策が進められている。「児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進について」（雇児発 1130 第 3 号 平成 24 年 11 月 30 日）において、（当時、日本の社会的養護の 9 割が乳児院や児童養護施設であり、1 割が里親やファミリーホームであることに対し）今後、十数年をかけて、社会的養護の概ね 3 分の 1 を、里親及びファミリーホームにするという数値目標を掲げている。さらに設置支援のため、平成 24 年度から建物を賃借してグループホームやファミリーホームを行う場合に月額 10 万円まで措置費に算定できる仕組みを創

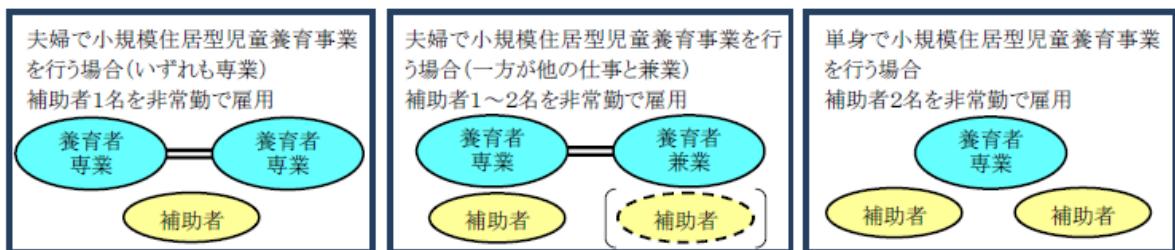
<sup>4</sup> なお、この間にも平成 22 年度末（平成 23 年 3 月）には実施要綱が改正され、事業者の明記（個人型、法人型）と養育者、補助者の研修受講の努力規定が追加されている。

設し活用するよう促している。さらに平成26年3月にはファミリーホーム事例集が発行され、設置のための具体的なイメージの普及を目指した。また、同年には、ファミリーホームの設置運営の促進ワーキンググループでの議論の結果として、「ファミリーホームの設置を進めるために」が刊行されている。この中で、自営型についても3つの類型を明確に示された。

図表3 ファミリーホームの形態（自営型）について

・自営型

- ①養育里親の経験者が行うもの
- ②施設職員の経験者が施設から独立して行うもの

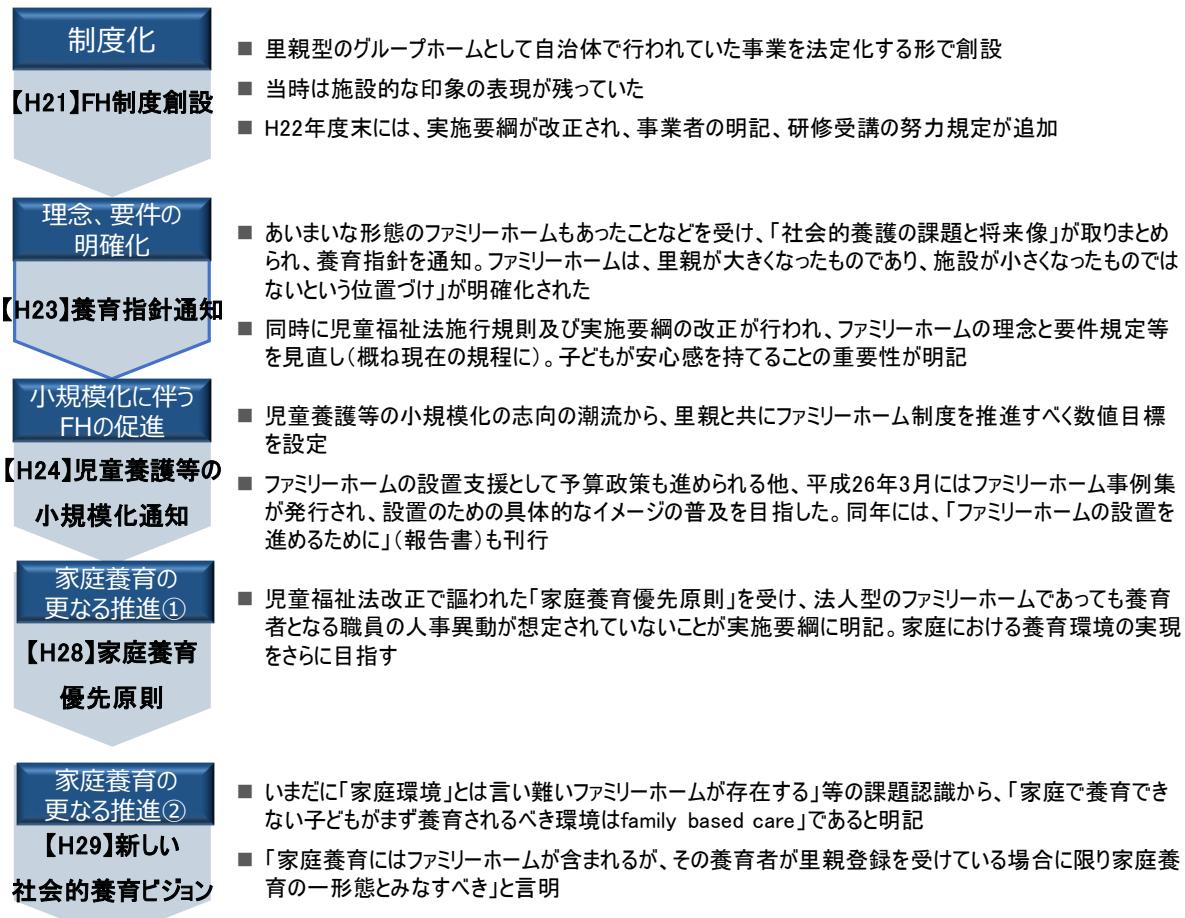


(出所)「ファミリーホームの設置を進めるために」p12 より抜粋（ファミリーホームの設置運営の促進ワーキンググループ）

その後、家庭養育優先原則等を明記した平成28年の児童福祉法改正を踏まえ、平成29年3月に実施要綱は改正され、家庭における養育環境の実現に向け、法人型のファミリーホームであっても養育者となる職員の人事異動が想定されていないことが明記された<sup>5</sup>。また、平成29年8月には「新しい社会的養育ビジョン」が発表され、この中で「『家庭環境』とは言い難いファミリーホームが存在する」等の課題認識から、「家庭で養育できない子どもがまず養育されるべき環境は family based care」であると明記された。このビジョンを受け、家庭養護への移行が政策的に推進されることが改めて明記され、各自治体でさらに検討が進められている。国でも児童養護施設の小規模化などを推進しており、医療的ケア児の場合などへの4対4の職員配置、里親手当の増額など、社会的養育制度は大きく変化してきた。

<sup>5</sup> 第2ファミリーホーム事業者③において「家庭における養育環境と同様の養育環境は、単に虐待等のない良好な生活基盤であるだけでなく、子どもの逆境体験や離別・喪失による傷つきを回復するための生活基盤として、「家」という物理的環境のほか、一貫かつ継続した密な関係性を形成し養育能力がある特定の養育者との生活が共有できること等が必要であることから、養育者となる職員については人事異動が想定されていないことが望ましい。」ことが追記された。

図表 4 平成 21 年度から現在までのファミリーホーム制度の主要な変遷



※図表中の【】内は年度を示す。

(出所) 各種資料より事務局作成

#### 【藤井委員による制度化当時の振り返り】

平成 18 年 9 月～平成 20 年 6 月まで厚生労働省の雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長だった私は、里親委託を推進することを目的の一つとした児童福祉法の改正案を平成 20 年の通常国会に提出した際の担当課長であった。ファミリーホーム（以下「F H」と略記する）の制度化はその児童福祉法改正案に盛り込まれた重要な施策の一つであった。

本稿に記する経緯は、主に私自身の記憶に基づくものであるが、その私の記憶では、F Hは当時既にいくつかの地方自治体で独自に制度化されており、全国協議会も存在していた。当時は、その協議会の会長以下の皆さんのが国による制度化を強く要望されていた時期にあたる。こうした要望が、里親委託推進の具体的な施策をパッケージにして改正法案を立案しようとしていた私たち家庭福祉課の検討項目に、F Hの制度化がリストアップされた端緒であったように思う。

F Hの制度化自体は、その後の省内外の議論を通じ、内閣法制局において法律上の記載の仕方に多少議論があったものの、それ以外に特段の異論もなく、無事制度化されるに至るのだが、当時私自身や家庭福祉課のスタッフが考えていた F H制度

化の趣旨は以下のとおりであった。

○実際に里子を5～6人受託して奮闘されている里親（地方自治体の制度はともかくとして、国の制度上はあくまで里親であった）に対する社会としての支援が、当時は里親手当36,000円（2人目以降18,000円）のみであり、もっと公的支援を手厚くするとともに、制度として補助者を雇用することが出来るようにし、少しでもその労苦に報いるとともに、より適切に子どもたちの養育ができるようにしようと考えた。

○このようにベテランの里親が5～6人の里子を手厚い公的支援の下で養育するFHを増やすことにより、より多くの子どもたちに「家庭」における養育を保障しようと考えた。

○当時から里親を増やす方策は重要かつ困難な課題であったが、FHの制度化は、長く里親としての経験を重ねたベテランの里親に「職業化」への道を開くこととなり、里親を長く続けた後の一つの到達点として、里親の励みになるのではないかと考えた。ただし、当時イメージしていたモデルは、里母里父のいずれか一方の職業とするモデルであり、もう一方は一般の里親家庭と同じように、他に職業を持つことを想定していた。

[注] FHが制度化されて以降、FHを設置したご夫妻がともに他の職業を辞し両者ともFHの専業となる事例が増えているが、制度制定当時は、FHは法令上社会福祉事業として位置付けられたものだとはいえ、対象者の最大人数が6人というごく小規模な事業であり、当然のことながら子どもの人数が5人、4人となることも十分あり得るし、その場合の措置費総額の減少の度合いが施設と比較しても極端に大きい（すなわち6人が5人になっただけで収入が6分の5になる）ことから、夫妻とも専業となってFHだけで自らの家計を成り立たせるという選択は相当に困難であろうと考えていた。すなわち、率直に言って、夫妻とも専業となることは想定していなかった。

また、一方で、FHがこのような不安定な事業であるとはいえ、これが制度化されるまでは里親としての収入は里親手当のみであったところ、FHを始めて以降たとえ子どもの数が5人、4人と減少しても（さらに補助者の人件費が支出増要因になるとしても）、里親であった頃に比べると、ご夫妻の収入は増加するものと考えていた。

○FHに受託される子どもたちのイメージとしては、FHがあくまで里親の延長であることから、複数の子どもたちによる相互支援の構造を活用することを期待するものの、専門里親が受託するような障害児や被虐待児等で難しい課題を持った子どもたちは想定していなかった。

○法人立についてであるが、里親を増やすという観点からすると、上記のようなベテランの里親をベースにしたFHは、制度のスタート時点こそ既に活躍されている多人数受託の里親がFHに衣替えすることにより相応に増加すると予想されたが、ベ

テランの里親がベテランとして育つてくるには相応の年月を要することから、数年で頭打ちになることもまた予想された。そこへ、施設をスピノアウトしてF Hを始めたい者による設置を認めるかどうか、さらに法人が法人職員の自宅でF Hを営むことを認めるかどうかという議論が提起された。当時の私は、これらの場合、たとえそのF Hが法人立であっても、その方々の「家庭」で家族として子どもたちが共に生活するのであれば、子どもたちに「家庭」を保障することができるものであり、F Hを増やすという観点から考えても、認めてよいのではないかと考えた。

- 6人を基本としたのは、当時の里親家庭における受託人数の上限が6人であったこと、地域小規模児童養護施設の定員が6人であったこと、当時すでに活躍されていたF Hの皆さんも6人を基本に受託されていたこと、に準拠したものである。

このようにF Hの制度は、あくまで「家庭」における養育をベースにしている。両親の一方が措置費の算定上常勤職員扱いになっていたり、補助員が制度上明確に認められているとはいえ、あくまで養育者が普段生活している「家庭」に子どもたちを受け入れて養育することを想定している。したがって、その基本から外れ、ハード面・ソフト面の設えや運用が「施設化」していくようなことは、絶対にあってはならない。

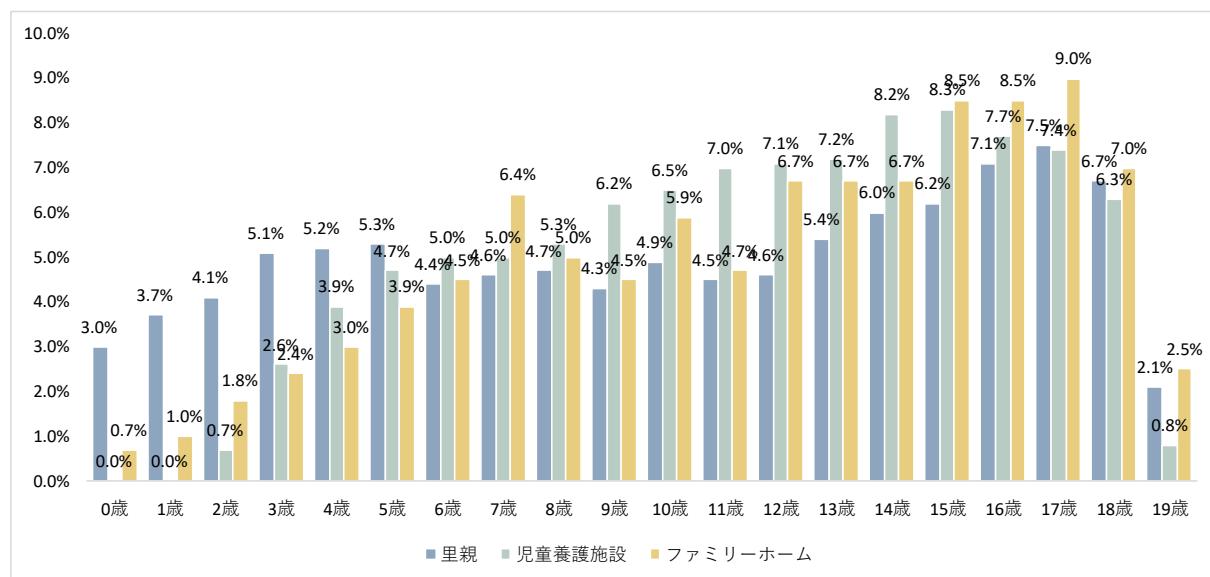
#### 4. 各種調査からみるファミリーホームの養育実態と課題

ここからは、各種調査結果からファミリーホームの現在の養育実態を概観するとともに、その中でも養育環境に大きな影響を及ぼす委託児童数に焦点を当てて、現在のファミリーホームが抱える課題を抽出していく。

##### (1) 厚生労働省 児童養護施設入所児童等調査の概要（令和2年1月）から見る実態

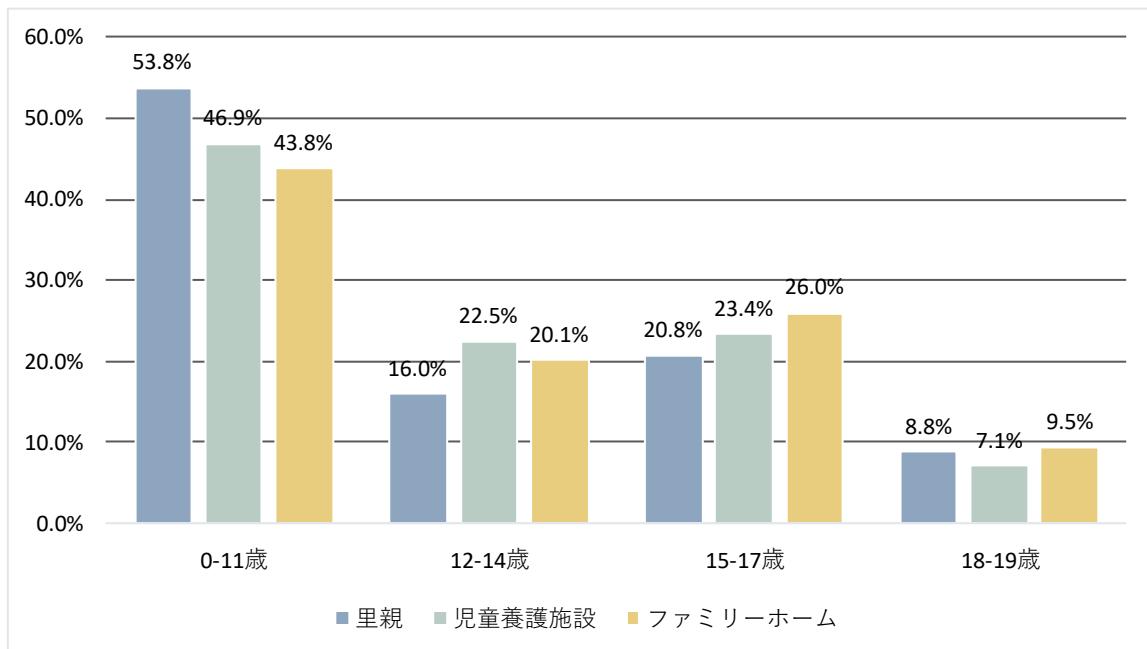
まず、ファミリーホームの年齢別児童数を図表5、図表6とともに見ていく。ファミリーホームでは、15歳～17歳の割合がファミリーホームの入所児童全体の26%、18歳～19歳の割合が9.5%を占めるのに対し、児童養護施設は15歳～17歳の割合が23.4%、18歳～19歳の割合が7.1%、里親は15歳～17歳の割合が20.8%、18歳～19歳の割合が8.8%に留まっている。

図表5 年齢別児童数の割合（該当施設の入所児童に占める割合）



（出所）児童養護施設入所児童等調査の概要（令和2年1月）表1より事務局作成

図表 6 年齢別（0-11 歳/12-14 歳/15-17 歳/18 歳-19 歳）児童数の割合（該当施設の入所児童に占める割合）

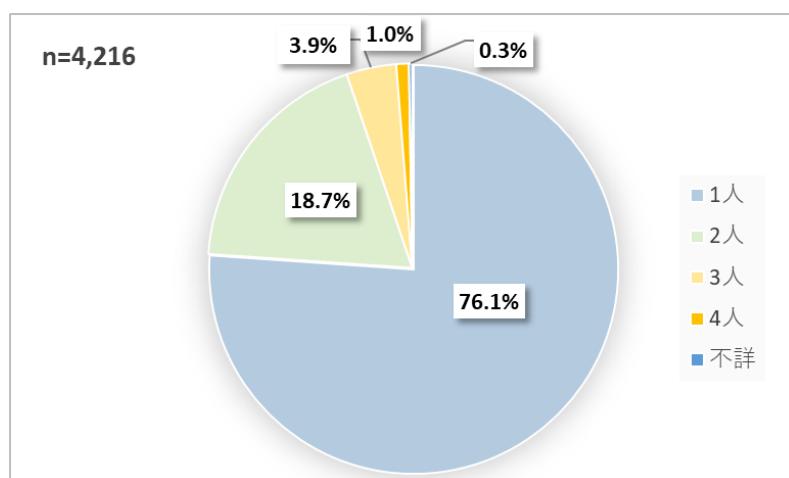


(出所) 児童養護施設入所児童等調査の概要（令和 2 年 1 月）表 1 より事務局作成

委託時の年齢別児童数は、ファミリーホームでは 15 歳～17 歳の割合が 12.3% であるのに対し、児童養護施設は 4.3%、里親は 9% となっている。（児童養護施設入所児童等調査の概要（令和 2 年 1 月）表 2 委託時又は入所時の年齢別児童数）

里親家庭の委託児童数は 1 人が 76.1% を占め、1 ～2 人で 94.8% を占めており、4 人の委託児童を抱える家庭は 1% に留まっている。（児童養護施設入所児童等調査の概要（令和 2 年 1 月）表 18 委託児童別里親家庭数）

図表 7 委託児童別里親家庭数



(出所) 児童養護施設入所児童等調査の概要（令和 2 年 1 月）表 18 より事務局作成

また、児童の心身の状況について、ファミリーホームでは心身の障害の該当がある割合が46.5%を占めるのに対し、里親は24.9%、児童養護施設は36.7%となっている。

(児童養護施設入所児童等調査の概要(令和2年1月)表6-1 心身の状況別児童数)実態としてケアニーズが高い子どものたちの受け皿となってきており、その割合が児童養護施設を上回る数値となっている。

図表8 里親と児童養護施設と比較した心身の状況別児童数

	総数	該当在り	知的障害	反応性愛着障害	注意欠陥多動性障害(ADHD)	学習障害(LD)	広汎性発達障害(自閉症スペクトラム)
里親	5,382	1,340	462	132	294	43	360
	100.0%	24.9%	8.6%	2.5%	5.5%	0.8%	6.7%
ファミリーホーム	1,513	703	239	136	182	102	196
	100.0%	46.5%	15.8%	9.0%	12.0%	6.7%	13.0%
児童養護施設	27,026	9,914	3,682	1,541	2,309	458	2,381
	100.0%	36.7%	13.6%	5.7%	8.5%	1.7%	8.8%

(出所) 児童養護施設入所児童等調査の概要(令和2年1月)表6-1より事務局作成

この点は、児童の罹患傾向を見ても同様の指摘ができる。里親の罹患傾向ありの児童の割合は14.5%、児童養護施設は18.6%であることに対し、ファミリーホームは26.6%と高い数値になっており、日常生活のケアニーズが高いことがうかがえる。(児童養護施設入所児童等調査の概要(令和2年1月)表7 罹患傾向別児童数より)

被虐待経験の有無から見ても、里親では被虐待経験のある児童が38.4%であるのに対し、ファミリーホームでは53.0%と過半数を超えており。(児童養護施設入所児童等調査の概要(令和2年1月)表12 被虐待経験の有無及び虐待の種類)

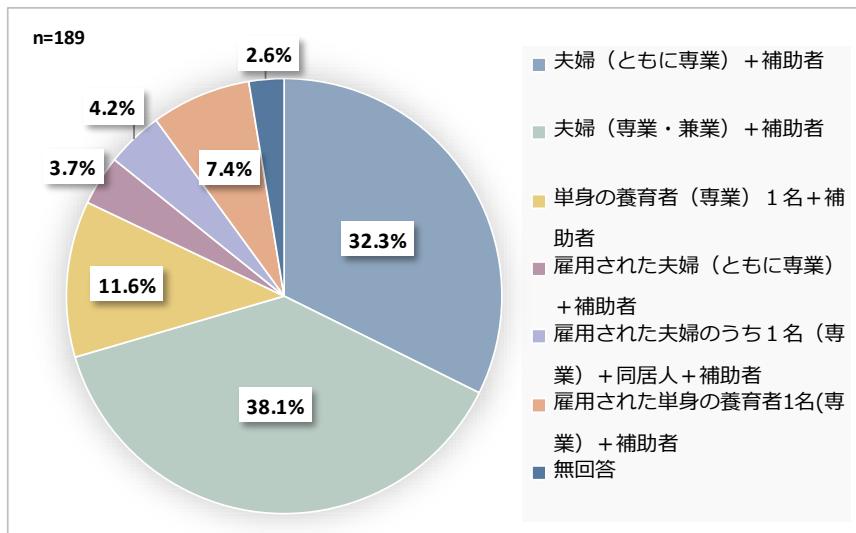
通学状況を見ても、欠席しがちの割合が、里親では4.8%、児童養護施設では6.1%であることに対し、ファミリーホームは7%とやや高い数値になっている。(児童養護施設入所児童等調査の概要(令和2年1月)表10 通学状況別児童数)

## (2) ファミリーホームの養育実態に関する調査研究報告書(平成28年)から見る実態

平成28年3月に厚生労働省の先駆的ケア策定・検証調査事業として、ファミリーホームの養育実態に関する調査研究が実施された。この調査研究では全国のファミリーホーム事業者(250件)を対象としてアンケート調査を実施している。ここからは、本調査研究の事業者(全体票)の回答結果から、ファミリーホームの運営状況について概括する。

まず、ホームの形態について、夫婦(ともに専業)+補助者の割合は3割を越え、夫婦(専業・兼業)+補助者の割合と併せて、夫婦+補助者の形態で運営しているホームが約7割を占める。

図表 9 ファミリーホームの運営形態

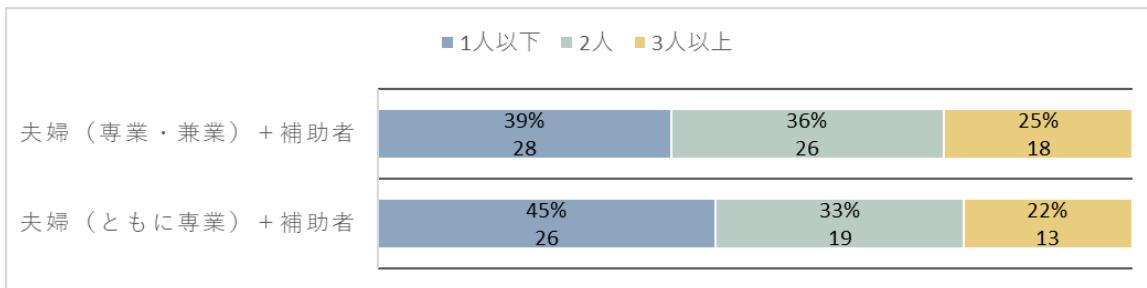


(出所) ファミリーホームの養育実態に関する調査研究報告書 みずほ情報総研 (平成28年3月)

図表 2-2-4 より事務局作成

さらに夫婦+補助者の形態のうち、補助者を2人以上（実施要綱の要件以上）としている割合は5割を超えており。

図表 10 補助者の人数（個人型の場合）

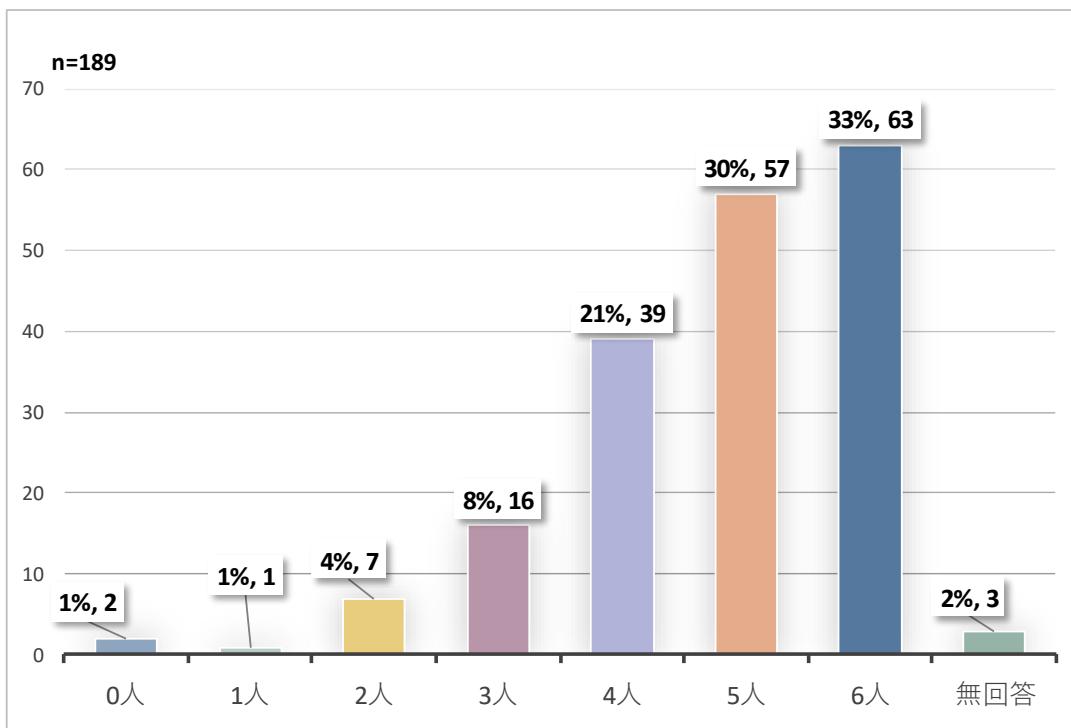


(出所) ファミリーホームの養育実態に関する調査研究報告書 みずほ情報総研 (平成28年3月)

図表 2-2-5 より事務局作成

また、委託児童数の割合を見ると、6人が33.5%、5人が30.3%となっている。

図表 11 ファミリーホームの委託児童数の割合



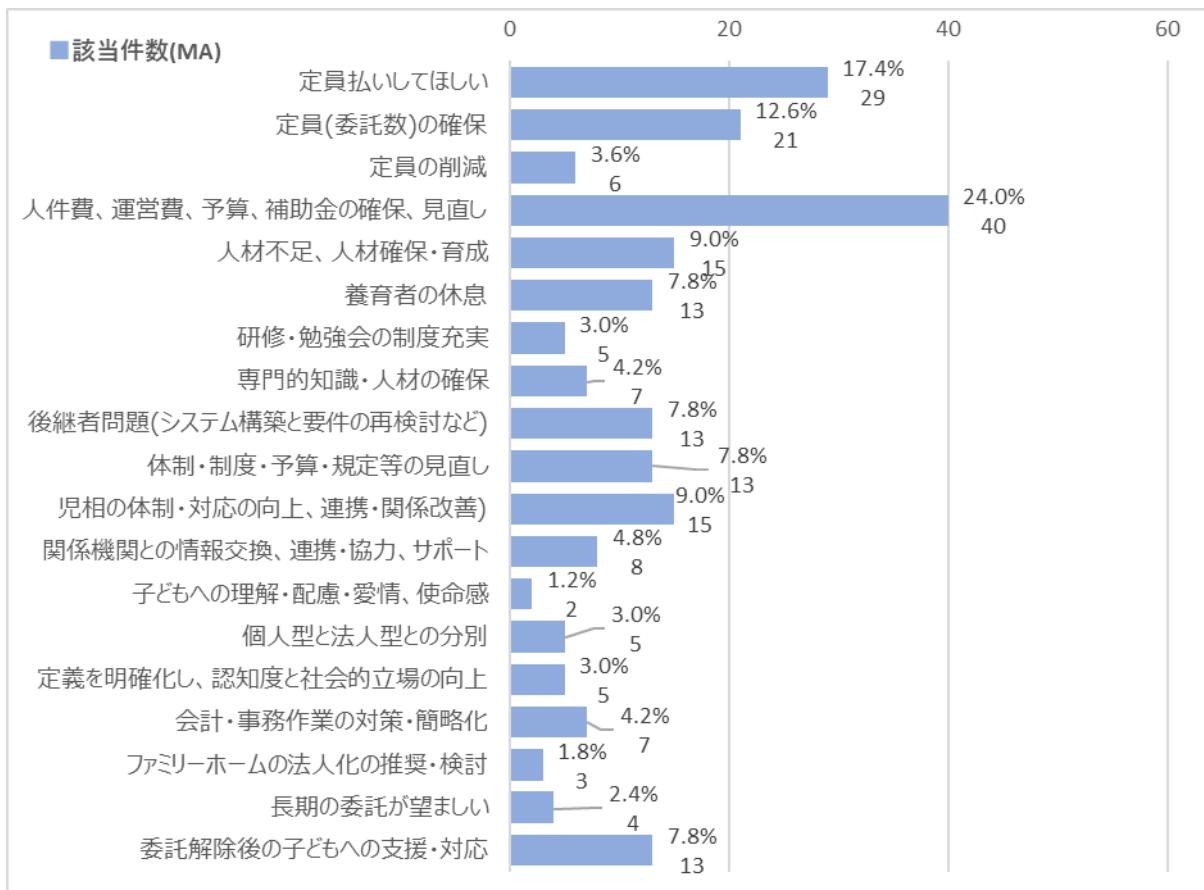
(出所) ファミリーホームの養育実態に関する調査研究報告書 みずほ情報総研 (平成 28 年 3 月)

図表 2-2-7 より事務局作成

ファミリーホームの運営形態は個人型が多く、夫婦ともに専業の割合も 3 割を超えている中で、補助者も実施要綱の要件以上に配置している割合も高く、手厚い支援を行い家庭養育の環境を整えていることがうかがえる。さらに、個人型は委託児童数が 4 人以下となっている割合も 4 割前後にのぼり、1 人あたりの子どもに対する養育者の支援環境という観点でも、きめ細かな支援を志向している傾向が見られる。

ところで、ファミリーホームの運営における現状の課題と今後の方向性（複数回答の設問）については、人件費などの見直しを求める割合が最も高く 24%となり、ついで定員払いしてほしいとの回答が 17.4%となっている。このことも踏まえると、手厚い養育環境を維持するために、経済的支援の不足がボトルネックの一つになっている可能性も考えられる。

図表 12 ファミリーホームの運営における現状の課題と今後の方向性



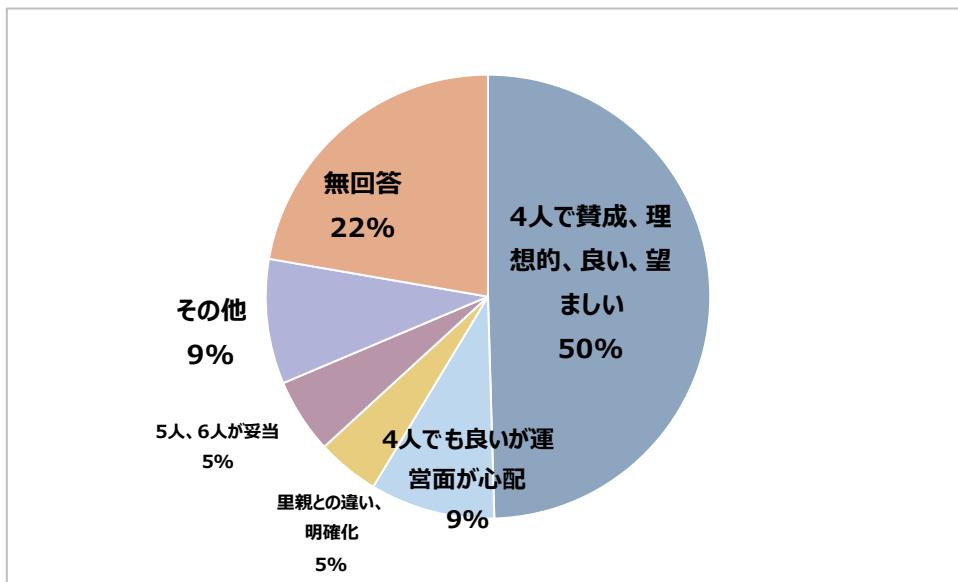
(出所) ファミリーホームの養育実態に関する調査研究報告書 みずほ情報総研 (平成 28 年 3 月)

図表 2-2-30 より事務局作成

### (3) ファミリーホーム運営者向けアンケート調査から見る実態

ここからは、ファミリーホームを運営する現場から見た委託児童数に関する意見について見ていく。一般社団法人日本ファミリーホーム協議会の実施したアンケート調査（令和 2 年 8 月集計有効回答数 220）によれば、「より家庭的養育のため 4 人の子どもで運営できるファミリーホームについて」の設問について、下図のとおり全体の約 6 割が 4 名定員が望ましいとした。（無回答を除いた 171 件のうち 129 件が 4 名定員に賛成しており、無回答を除くと約 8 割が賛成していることとなる。）

図表 13 4 人の子どもで運営できるファミリーホームについての意見



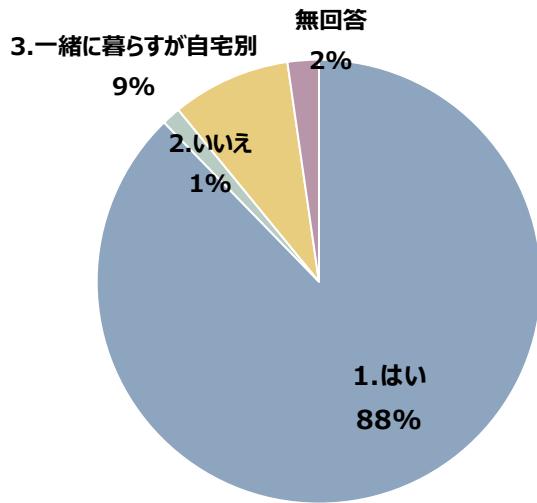
(出所) (一社) 日本ファミリーホーム協議会 令和 2 年実施アンケート調査より事務局作成

同アンケートの自由記述の中には、「多人数ほど子ども間のストレスも多くなり施設的な対応しかできなくなるように思える」、「どの子も 1 対 1 での対応を望んでおり 4 人がちょうどよいと思っている」といった、子どもの育ちの環境への配慮から 4 人を求める声が上がっている。さらに、「発達障害児等の問題がある子どもが増えてきているため、支援にも限界を感じる時がある」等、ケニアーズの高い子どもの受け入れ増加から 4 人を求める声も上がっている。

一方で「4 人定員は里親と同じなので 6 人定員が望ましいと思う」といった意見もあり、「里親との違い、明確化」を求める割合と「5 人、6 人が妥当」とする意見も合計で 10% あった。

また、同アンケートにおいて「昼夜ファミリーホームの子どもと養育者が暮らしているか」という設問については、下図のとおり、88%以上の養育者が一緒に暮らしていることが分かった。一方で、1.4%の養育者（回答数 3 件）は一緒に暮らしていないこと、9%の養育者は一緒に暮らしているが、自宅が別にあることが明らかになった。

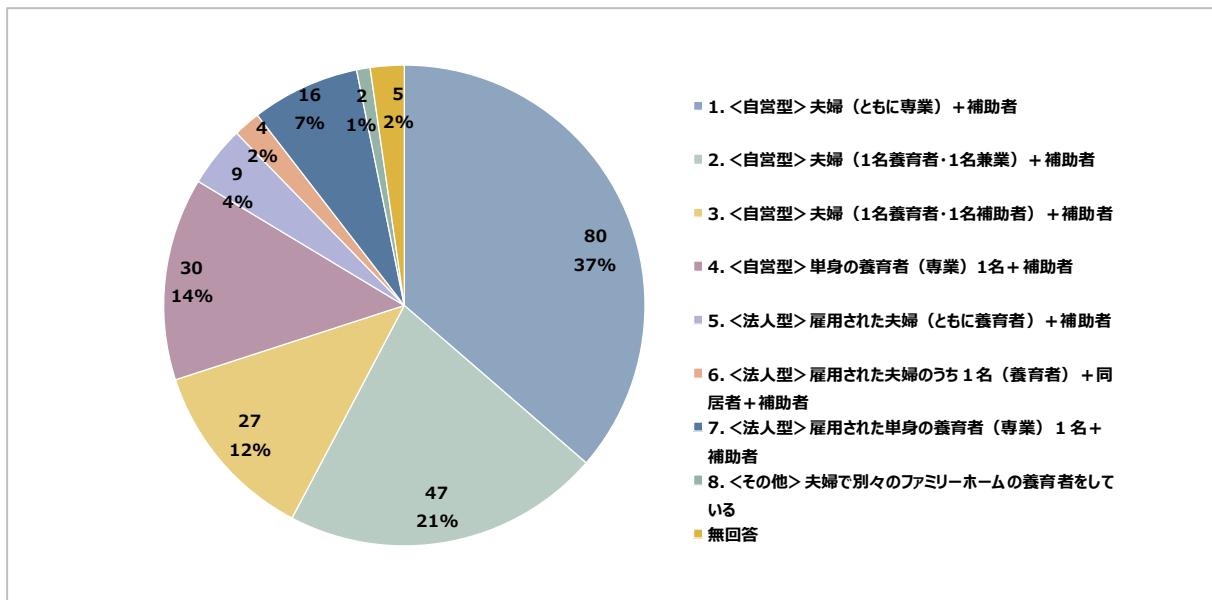
図表 14 昼夜ファミリーホームの子どもと養育者が暮らしているかについて



(出所) (一社) 日本ファミリーホーム協議会 令和 2 年実施アンケート調査より事務局作成・編集

なお、図表 9においてファミリーホームの運営形態について示しているが、今回の日本ファミリーホーム協議会でも同様に運営形態を調査しており、下図の結果が得られている。

図表 15 ファミリーホームの形態



(出所) (一社) 日本ファミリーホーム協議会 令和 2 年実施アンケート調査より事務局作成

#### (4) ファミリーホームを経験した若者へのインタビュー調査から見る実態

また、ファミリーホームを経験した 20 歳から 30 歳までの経験者へのインタビュー（令和 2 年 5 月 5 人を対象に個人インタビューを実施）では、5 人中 4 人が子どもの定員について、「4 人程度」を理想としており、子どもが甘えたいときに甘えられるだけの養育者の余力の重要性が指摘された。

同居する子どもの関係については、「一時保護など短期での子どもの受け入れに際しての戸惑いがある」、「年齢の近い子どもと同じ学校に通うことに対する友人や周囲の目線への困惑や傷つくことがある」、「乳幼児や障害などの子どもがいた場合、甘えたいのに十分に甘え切れず、寂しい気持ちを我慢している」などの意見も確認できた。こういった意見から、委託児童数や委託児童の構成によっては、養育指針がかねてより目指す「自分の思いをいったん受け止めてもらえる安心感」を提供することの難しさがあると考えられる。

他方、インタビューに応じた5人全員が、入居したファミリーホームについて「当たり前の家庭」を経験できたことに感謝する旨の意見を述べていた。加えて、ファミリーホームに入居する子どもには家庭を求める子どもが多いからこそ、「施設っぽさ」を感じずにいられる配慮<sup>6</sup>がより必要になるとの指摘もあった。

このような経験者の声を踏まえると、養育者に十分な余力があることや、同居する子どもの入れ替わりが過度に頻繁でないこと等、生活する子どもの目線で見て、「子どもとしっかり向き合う」家庭養護の環境となっているかを中心に今後の方向性を考える必要性があると示唆される。

---

<sup>6</sup> インタビュー調査では、養育者以外の出入りの多さや、規則の多さ、入居年数が長い子どもほど先輩のように振る舞う様子などへの指摘があった。

## 5. ファミリーホーム制度の課題

### (1) ファミリーホームにおける家庭養護のあり方

国が示す「里親及びファミリーホーム養育指針」では、家庭や家族のあり方の多様化の中でも、子どもの養育を考慮して、社会的養護における家庭養護のあり方として以下の5要件が示されている。

図表 16 社会的養護における家庭養護の5要件<sup>7</sup>

- ①一貫かつ継続した特定の養育者の確保
- ②特定の養育者との生活基盤の共有
- ③同居する人たちとの生活の共有
- ④生活の柔軟性
- ⑤地域社会に存在

このうち②に関しては「特定の養育者が子どもと生活する場に生活基盤をもち、生活の本拠を置いて、子どもと起居をともにする」、⑤に関しては「地域の普通の家庭で暮らすことで、子どもたちは養育者自身の地域との関係や社会生活に触れ、生活のあり方を地域との関係の中で学ぶ」とされる。海外の定義をみても、家庭養護（Family-Based Care）と家庭的養護（Family-Like Care）の定義の違いには、養育者の居住する自宅において、地域に根差した生活の場の有無が、両者を区別するポイントだと言える。国でも、ファミリーホームの要件について「養育者は、ファミリーホームに生活の本拠を置く者でなければならない」と明確化している。

ところが、日本ファミリーホーム協議会が実施したアンケートでは、「昼夜一緒に住んでいる」との回答が約9割（87.7%）を占めたものの、「一緒に住んでいない」「一緒に住んでいるが自宅が別にある」というファミリーホームが合計で約1割（それぞれ1.4%、8.6%）存在した。（図表 14 参照）上記の定義に照らせば、この1割は本当の意味での「家庭養護」と言えるのか、改めて子どもの最善の利益に資する家庭養護を提供する観点に立ち返って再考が必要ではないか。むしろ、本来の意味での「家庭養護」とは言いがたい環境のファミリーホームを拡大させても、目指すべき家庭養護及び社会的養育のあり方には直結しないと認識すべきである。

### (2) 社会的養育におけるファミリーホームの位置づけ

各種調査結果からは、各地域においてファミリーホームへの委託が積極的に行われている実態が浮かび上がる。まず、ファミリーホームで生活している子どもは年長児の割合が比較的高く、家庭環境を経験する貴重な場となっている。その際、何らかの障害がある子どもが半数程度、被虐待経験のある子どもも半数以上であり、児童養護施

<sup>7</sup> 平成24年3月29日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「里親及びファミリーホーム養育指針」

設や里親家庭と比べて養育上の支援課題をより多く抱えている可能性がある。また、委託児童数は約 2/3 が 5 人または 6 人となっており、一時保護委託も考慮すると、既に定員いっぱいまで委託を受けているファミリーホームが大半である。

ファミリーホームに対するニーズがこのように高い背景として、各地域でファミリーホームが政策的に設置され、制度が積極的に運用されてきたためだと想定される。自治体の要望によってファミリーホームを新設したケースもあるなど、家庭養護優先原則のもと、その実現方法としてファミリーホームの役割発揮が期待されてきた側面も大きかったと考えられる。しかしながら、ファミリーホーム制度の本来の政策目的は、単に家庭養護の割合を高めることではなく、家庭環境における多人数養育という特性を活かして、子どもへの質の高い養育の安定的な提供を社会として保障することであったはずである。

この本旨に立ち返って考えれば、今後の社会や制度の変化と社会的養育のあり方を見据えた上で、中長期的な視野からファミリーホームの位置づけについて再整理を行う必要があるのではないか。これまでファミリーホームは、第一種社会福祉事業である児童養護施設等と、いまだに「篤志家がするもの」という認識も一部に残っている里親制度との狭間にあって、地域の中では事業でありながらもボランタリーな性格を求められてきたが、狭間ゆえの運営の難しさが顕在化しつつある。社会的養育の提供体制が実現した地域社会の「その後」を見据えて、子どもの育ちへの貢献を中心に、ファミリーホームの社会的役割を積極的に位置づけることが求められる。

### (3) 里親制度の変化によるファミリーホーム制度への影響

これまで日本は諸外国と比較しても施設養護偏重であり、国連子どもの権利委員会からも懸念・勧告を受ける状況であったが、「新しい社会的養育ビジョン」以降、国では「概ね 7 年以内（3 才未満は概ね 5 年以内）に乳幼児の里親等委託率 75%以上」、「概ね 10 年以内に学童期以降の里親委託率 50%以上」の実現を掲げている<sup>8</sup>。今後、日本でも家庭養育の推進に伴い、ファミリーホームの役割拡大と並行して、より多くの里親が活躍することが望まれる。

当然ながら、ファミリーホーム制度と里親制度は制度上の位置づけの違いに加えて、養育の実態も大きく異なっている。委託児童数の観点では、ファミリーホームは 4～6 人で約 8 割となるが、里親家庭では 1～3 人が 9 割以上を占める。養育者の観点では、補助者が 2 人以上配置されているファミリーホームが過半数となっている一方、里親家庭では近年フォースタリング機関等の専門的支援を受けるケースも増加している。他にも、法人型のファミリーホーム制度があること、一時保護委託や週末里親といった取組が徐々に普及してきたことなど、社会の要請や変化に応じて家庭養護の制度も運用上の工夫が一般的になりつつある。

<sup>8</sup> 厚生労働省子ども家庭局長通知（子発 0706 第 1 号、平成 30 年 7 月 6 日）「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」

その際、現行制度における4類型（養育里親、専門里親、養子縁組里親、親族里親）以外にも里親の類型を増やすことで、より多様な担い手の参画を促すことも一考の余地がある。例えば、養育に伴う里親手当を抜本的に見直し、職業としても成り立つような、いわゆる「職業化」を可能にすることも一案とされる。また、現在は里親家庭から自立した子どもへのシステムティックなアフターケアは行われていないが、養育者であつた里親と連携して自立支援やアフターケアに特化して取り組む里親（自立支援里親）も想定される。

#### (4) 制度運用上の不整合

ファミリーホーム制度は里親制度と同様に、社会資源を活用しながら家庭養護の質を充実させていくことが望まれるもの、ファミリーホーム制度は第二種社会福祉事業であるため、里親制度よりも利用可能な行政サービスが比較的乏しいことが指摘できる。例えば、障害児ホームヘルパーや障害児ショートステイはどちらの制度でも利用可能とされているが、ファミリーホームでは特別児童扶養手当の支給が受けられず、保育所やレスパイト・ケアの利用もできない。

図表 17 養育形態別 児童福祉サービス・手当の利用可否

	里親	ファミリーホーム	児童養護施設
特別児童扶養手当	○	×	×
保育所	○	×	×
レスパイト・ケア	○	×	×
放課後等デイサービス	○	○	○
児童発達支援	○	○	○
障害児ホームヘルパー	○	○	×
障害児ショートステイ	○	○	×
保育所等訪問支援事業	—	×	○

また、フォースターリング機関による養育支援は、国からは制度上可能とされているが、関係機関の認識が十分でない面もあり、実態として多くのファミリーホームでは地域資源への接続や後方支援等のソーシャルワークが提供されていない。そのため、養育の社会化を促し、安定的な養育を提供し続けるためには、ファミリーホームの養育者自身の属人的なつながりや献身的な努力が必要な状況となっている。

これまでに示してきた各種調査結果を鑑みても、ファミリーホームがこのような公的支援に欠く事業運営を強いられていることは、子どもの最善の利益の観点からは適正な状況とは言いたい。ファミリーホームの養育者が地域資源を十分に活用し、質の高い家庭養育を実践するためにも、制度運用の柔軟化をはじめとした政策的対応が必要なのではないか。

## 6. ファミリーホーム制度の改善に向けた論点

### (1) ファミリーホームの果たす役割の再整理

子どもの権利条約第20条で国の代替的養護確保の責務が示され、平成28年児童福祉法改正で家庭養育優先原則が明記されたことで、現在、各児童相談所設置自治体では里親等委託率の数値目標を定めて里親登録数・里親委託数を増やす方策を検討している。ただし、単に必要に迫られているという行政計画の視点だけで、家庭養育の割合に関する数値目標の達成を目的としてファミリーホームを安易に増設することは慎まなければならないし、事業者としての経営的な視点から、一人ひとりの子どもの養育環境を改善するよりも多くの子どもの委託を受けることが優先されてはならない。社会的養育では、あくまで子どもの最善の利益を追求することを念頭に、各制度の整合が図られるべきである。

里親及びファミリーホーム養育指針では、ファミリーホームは「複数の委託児童の相互の交流を活かしながら養育を行う」とされている。この背景として、里親と1対1の関係では居心地が悪く、委託されている他の子どもの存在に助けられたという当事者の声もあり、複数の子どもたちと育ちあう場というニーズに応えている面がある。ファミリーホームの強みは、養育者が里親や施設職員の経験者に限定されており、さらに最低でも1名の養育者が専従で養育に従事する環境が財政的にも裏付けられており、補助者もいることである。そのため、里親家庭では受け入れが難しいケニアーズの高い子どもも含めて、幅広い子どもに家庭養育を提供する場として機能している。ここに自治体の家庭養育推進の流れも相まって、ファミリーホームへの社会的期待が高まりを見せってきたものであり、ファミリーホームでは今後、家族再統合の支援や子どもの自立支援などの役割を積極的に果たすことも期待されるようになっている。

しかしながら、ファミリーホームの本来の役割は子どもが安全で安心できる家庭であることであり、今後も家庭養護(Family-Based Care)であり続けるべきである。里親・ファミリーホーム養育指針において「特定の養育者が子どもと生活する場に生活基盤をもち、生活の本拠を置いて、子どもと起居をともにする」べきとされていることからも、子どもと一緒に住んでいない、また一緒に住んでいるが自宅は別にあるとされるファミリーホームについては、今後はそのあり方を見直し、家庭養護へ回帰することを期待したい。それが難しい場合は、将来的には地域小規模施設などへの位置づけの整理を検討するべきではないか。里親、ファミリーホーム、地域小規模施設にはそれぞれ相互に補完しつつ果たすべき役割があり、中長期的視野に立った議論が必要である。

### (2) 養育の質の継続的向上

ファミリーホームで提供される養育とは、「里親及びファミリーホーム養育指針」に示されるように、私的な場で行われる社会的かつ公的なものである。これは、地域に根

ざしたあたたかさやマニュアルでは示せない曖昧さで構成された、日常生活そのものでもある。そのため、養育者が子どもへ全人格的に向き合い、養育を提供することが望まれている。

ただし、ファミリーホームは家庭養護をミッションとしながらも、運営形態は事業であり、地域の状況によっては困難度の高い養育を提供するスキルや体制の確保が望まれる状況も想定される。実態としても、ファミリーホームに委託される子どもの約半数が被虐待経験を有しており、児童養護施設以上に障害を有する割合も高いため、一般に支援ニーズが高い子どもが多い。児童相談所をはじめとした関係機関には子どものニーズアセスメント機能の向上を求めていく必要があるが、ファミリーホームとしても継続的に養育の質を高め、時代に即した方法でファミリーホームらしい養育を展開し続けるための方針が問われていると言える。里親制度のうち専門里親では、追加的な研修や経験年数等を認定要件として、更新のための調査も実施されていることから、ファミリーホームでも養育の質を担保する方策として、例えば類似の取組が考えられる。

また、児童相談所からファミリーホームの養育者へ提供される子どもの情報は乏しいことが多く、過去の家庭環境や被虐待経験など成育歴が詳細に開示されることは稀である。トラウマイソルトフォームドケアが子どもにも養育者にも必要だとされて久しいが、子どもが示す感情や行動の背景を養育者が理解できないままに生活を送らざるを得ないことも問題視されるため、情報共有など地域社会の養育システムのあり方にも再考の余地がある。

### (3) ケアワーク及びソーシャルワークの協働

現状では、ファミリーホームは里親と異なり「事業者」であるために利用できない行政サービスがある一方、施設やフォースタリング機関からも支援を受けられていない実態があり、地域から孤立した密室養育の状況が生じやすい。そのため、養育者や養育補助者が疲弊してしまいがちである。「里親及びファミリーホーム養育指針」では「社会的養護の養育は、家庭内の養育者が単独で担えるものではなく、家庭外の協力者なくして成立し得ない。養育責任を社会的に共有して成り立つものである。また、家庭内における養育上の課題や問題を解決し或いは予防するためにも、養育者は協力者を活用し、養育のありかたをできるだけ「ひらく」必要がある。」とされ、「新しい社会的養育ビジョン」でも、代替養育が家庭における養育環境と同様の養育環境となるように9種類の機能が必要とした上で、「こうした機能を家庭のみで遂行するのではなく、社会的資源を活用しつつ具体化することが重要である」と位置付けている。

里親やファミリーホームを含む社会的養育の各制度の考え方は、これまでのような独立で環境整備をするなど高い力量を有する養育者自身の自助モデルを脱し、公的資金を投じて地域での対応力を高める方向性に向かいつつある。家庭環境での養育（ケアワーク）そのものを地域社会と共有し、他者との協働により支えあうことが求めら

れている。具体的には、養育者が孤立しないよう、他の里親やファミリーホーム等とのピアサポートや、レスパイト等の支援が当然に必要とされている。

また、ファミリーホームでは体制自体に余裕があるとは言いがたく、家庭養育においてもソーシャルワークによる地域資源の開拓は重要なテーマである。そのための道筋は多様に想定されるが、養育者自身がソーシャルワークを担うだけでなく、児童相談所・フォースタリング機関・児童養護施設の地域支援部門、児童家庭支援センター、里親会、障害福祉サービス等も活用した総合的な支援体制の構築により対応するのが妥当であり、地域において具体的な方策が講じられるべきである。

#### (4) 運営の多様性と多機能化

ファミリーホームの制度創設の経緯はこれまでに見てきた通りであるが、現状において運営主体は様々異なるバックグラウンドを有しており、それによって運営形態が多様化しており、養育者の意識にも差異が生じている。里親（家庭）の延長でファミリーホームを開設した運営主体もあれば、児童養護施設や乳児院が開設したものや、施設職員が施設を退職して始めた運営主体もある。加えて、「小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）実施要綱」で明記されていない部分は各自治体の裁量で判断されるため、各ファミリーホームの養育における実践内容は幅広くなっている。

一般に、ファミリーホームは経験豊かな里親や児童養護施設の元職員が運営していることが多いため、地域社会の中での子育て支援機能の発揮が期待されているが、バックグラウンドの違いによって、ファミリーホームとしての機能も多様に展開されている。一部のファミリーホームでは地域内で一時保護の受託やレスパイト事業を行うなど、多機能化により事業を展開しているケースがあったり、職員配置を手厚くして「基幹型ファミリーホーム」としてピアサポートやレスパイト様々な機能を発揮することが検討されていたりする。

しかしながら、ファミリーホームの中核機能は委託を受けた子どもの最善の利益を実現するための「家庭養育」にあることは、本研究会でも検討にあたって再確認した通りであり、まずは現在委託中の子どもの利益が優先して判断されなければならない。制度創設から10年が経過しており、既に多くのファミリーホームがインケアの充実だけでなくアフターケアの拡充も求められているはずであることから、手厚い自立支援を提供するため、社会的養護自立支援事業やアフターケア事業所との連携が望まれる。また、地域社会の期待に応える子育て支援のあり方として、ファミリーホームとは別に地域子育て支援拠点事業所や児童家庭支援センター、社会的養護自立支援事業の実施拠点等を立ち上げたり、既存のそれらとの連携・協働を深めたりするなど、家庭と事業の場を分けることも検討に値する。

#### (5) 定員数の見直し

社会的養育を推進する地域社会、特に行政の視点では、児童養護施設で長期入所し

ている子どもが現実として多く、今後より多くの子どもが家庭養育を受けられるよう、家庭養護の受け皿としてのファミリーホームに期待が寄せられいる。実際に多くのファミリーホームはベテランの里親であり、少しでも多くの子どもに家庭を与えたいたいという思いから、6人の養育を引き受けてきた家庭も多い。その一方で、定員が「5~6名」のファミリーホーム制度が設計された当初の想定と実態には乖離が生じている。

まず手厚いケアが必要とされる障害児や非虐待児の委託が多くなっており、6名の子どもが委託されるとそれぞれの子どもとの関わりに充分な時間が取れなくなるという指摘がある。ファミリーホームで育った子ども達へのインタビューでも、「家庭的な甘えられる経験を求めている子が多く、あえて大家族を喜ぶのか疑問。4人程度が望ましいのではないか。」「里父、里母が（自身より）幼い子にかかりきりになり、甘えたいたときに甘えられなかった」「子どもの人数が多く、里父母が1人に集中できないと感じるときもある。3人~4人ぐらいだったら良かったのかもしれない」などの声が聞かれた。

国際的にみても、里親への子どもの委託は3人までとしている国が多い。また、特に手厚い（インテンシブな）ケアを必要とする子どもの場合はより委託人数を少なくしているのに対し、日本のファミリーホームは障害児が多いのに委託数が6人と逆に増えており、国際的な潮流から見ても異例であることがわかる。これまでの日本はファミリーホームを子どもへの家庭を提供する最後の砦として頼ってきた感があるが、家庭養育の推進は安易にファミリーホームの数を増やすことではなく、政府や自治体が里親リクルートや支援の強化に力を入れ、里親の受け皿を増やすことで達成しなければならない。

子どもの最善の利益の観点では、委託数は国内外の実情に照らしても里親家庭あたり3名程度が妥当と考える。また、「多人数養育」の定義は4名以上とされている<sup>9</sup>ことも踏まえ、関連制度と併せてファミリーホームの定員数の見直しが必要である。

## (6) 運営の安定性について

ファミリーホーム制度の定員は「5~6名」とされているが、一時保護委託等の地域ニーズに対応するため最大定員の6名まで子どもが委託されない（4名程度の）ファミリーホームも約2割存在する一方で、措置費は6名を前提とした制度になっており、制度と運用のズレが定常化している。そもそも措置費基準で言えば、自立援助ホームは正規職員2名+非常勤1名、地域小規模児童養護施設は正規職員3名+非常勤2名で制度設計されている一方で、ファミリーホームは常勤1名+非常勤2名、または常勤2名+非常勤1名で制度設計されており、同規模の類似事業と比較しても充実した体制とは言い難い。これは自立援助ホームや児童養護施設が職員による交代制の養育を前提にしているというそもそもの養育形態の相違に基づくものではあるものの、例えば子どもの支援ニーズの困難性に応じて補助員の増加が可能となるような措置費の

<sup>9</sup> ファミリーホームの設置運営の促進ワーキンググループ（平成26年3月）「ファミリーホームの設置を進めるために」

見直しも検討に値する。

## 7. 提言

### (1) 短期的視点（3年以内）で対応すべき事項

#### ① 家庭養育としてのファミリーホームと定員数改革

まずファミリーホームの要件として「養育者は、ファミリーホームに生活の本拠を置く者でなければならない」とあるとおり、ファミリーホームは家庭養育であるべきであり、一緒に生活していないホームについては、その在り方の見直しを検討するべきである。

さらにファミリーホーム制度は今後、社会的養護を必要とする子どもの利益を重視し、子どもと丁寧な愛着関係を構築していくために、ファミリーホームへの子どもの委託人数を現在の5~6人から4~6人へと変更することを提案する。一方で、国際的にも里親に委託する子どもの上限はおおむね3名までとされており、国内でも4人を委託しているケースは1%と限定的なことから、日本でも兄弟姉妹などの例外をのぞき、里親への委託は3名までとする検討もあわせて提案したい。

ファミリーホームについては、委託人数は4名を基本とし、子どものニーズや年齢、養育者の経験や専門性を慎重に勘案した上で6人までの委託を可能とするが、委託人数は4人として2名の里親家庭のレスパイトを受け入れ、地域の里親家庭のハブとしての役割を果たすなど多様なあり方が考えられる。

#### ② 社会的資源との連携の強化

ファミリーホーム制度は里親家庭が拡大してきたという経緯がありながら、事業として位置づけられているために一部の行政サービスが利用できないが、地域の社会的資源との協働により子どもの育ちを促すという社会的養育の趣旨に鑑みても、社会的資源との連携の強化は必要不可欠である。ファミリーホームにおいても、チーム養育により養育を社会化することは子どもの健全な成長・発達に資するものであり、例えば、保育所やレスパイト・ケア等を利用できるようにしたり、フォースタлинг機関を積極的に活用できるようにしたりするなど、制度運用の柔軟化により、密室育児を避け、より社会に開かれた養育環境が期待できる。このようにして、ファミリーホームが受託する子どもの養育を充実させ、一層の質の高い養育を提供できる体制を地域で構築することが望まれる。

また、地域の家庭支援の機能を強化していくためにも、ファミリーホームの実施主体が、例えば新たに児童家庭支援センターや障害福祉サービス、あるいは子育て支援を実践するNPOなどを創出したり、既に身近にある児童家庭支援センター等の地域資源との相互支援関係を強化したりすることも検討する。ただし、その際には受託しているファミリーホームの子どもたちが安定して生活できる場の確保を最優先とし、地域の子育て支援については別に活動の場所を構えるなどの配慮も必要と考えられる。

### ③ 養育者の専門性の向上

ファミリーホームが創設された当時は障害児や被虐待児の多数受け入れを想定していなかったとしても、現在の実態として、ファミリーホームで受け入れている児童は心身の障害、罹患、被虐待経験がある割合が児童養護施設を上回っている。これは、施設で受け入れを断られたケアニーズが高い子どもをファミリーホームが引き受けたという構図が背景にあると考えられる。障害や被虐待経験がある子どもにとどめても、家庭で育つ経験が大切であることはいうまでもなく、ファミリーホームはこうした子どもに家庭養育を提供する役割を果たしている。

一方で、このようなケアニーズの高い子どもの養育については、専門里親の登録や研修の受講を推奨するなど、養育の質を高める必要がある。このように専門性が担保されたファミリーホームには措置費を増額したり、障害児や被虐待児などケアニーズの高い子どもの受け入れを専門としたりするなど、養育者内での役割分担・機能分化も検討する。

### ④ 子どものニーズに合った養育を支援するための財政的措置

代替養育が必要な子どもには、社会的養護の制度を離れた後も含めて、頼れる大人が安定的にいることが重要であることは論を俟たない。家庭養護は本来、このような安定的な関係性を構築した養育が実現しやすい形態であり、子どもの発達・成長のためにも、ファミリーホームが受託する子どもの抱える課題の内容やニーズに応じて受託人数が適切に設定できることが重要である。日本の現状では施設養育では乳幼児加算、被虐待児加算、障害児加算などが認められているのに対し、里親やファミリーホームでは子どものニーズに応じた加算は認められていない。しかし、本来、この養育の困難性に応じて里親やファミリーホームについても乳幼児、障害児、被虐待児については委託費や措置費を加算する制度等が設計されるべきである。なおその際、ファミリーホームの養育の質の向上も同時に図る必要があり、本研究会では子どもの委託実態に応じて専門里親程度の専門性の確保（認定時の必須研修、認定要件の設定／等）が求められると考える。

## (2) 中長期的視点（5～10年）で対応すべき事項

### ① 子どもの養育ニーズに応じた養育の提供と措置費等の制度改革

子どもの発達・成長のためには、ファミリーホームが委託を受ける子どもの抱える課題の内容や状況に応じて委託人数が適切に設定できることが重要である。ファミリーホームでは養育が比較的難しい子どもが委託されていることが明らかになっているが、本来、この養育の困難性に応じて里親やファミリーホームにも十分な財政的支援が講じられるように制度が設計されるべきである。中長期的に考えた場合、「新しい社会的養育ビジョン」にも記載されているように、措置方針の決定前に養育ニーズを入

念にアセスメントし、その結果に応じた形での措置費水準や加算の設定とともに、今後研究を踏まえて検討することが必要である。その際に一例として 4 人定員のファミリーホームへの暫定定員払い、5~6 人定員には措置費を上乗せするといったことも考えられるだろう。

## ② 今後 10 年間の中長期的視点でのファミリーホーム及び関連制度の再整理

これまで以上に子どもの利益を重視した養育が提供できるよう、里親制度についても家庭あたりの委託数は兄弟姉妹などの例外を除いて最大 3 名とするなど、ファミリーホーム制度だけでなく関連制度の見直しも必要である。ファミリーホーム制度は家庭養護への移行を支えており、制度の過渡期であるゆえに多様な養育者が存在するが、これは地続きとなっている里親制度の影響も大いに受ける。ファミリーホーム制度及び里親制度では、将来的には（ボランタリーな生き方としてではなく）職業としての家庭養護が参画することにも道を拓くことなども検討の余地は大きく、国レベルで養育のあり方とともに担い手の議論もすべきである。なお、家庭養護の担い手に職業的性格を広く認めることにより、子どもの最善の利益の追求の観点でのモラルハザードが生じたり、不適切な養育が行われたりすることは厳に防がなければならず、そのための制度的機構もあわせて必要となろう。例えば、英国では里親家庭の養育の質を担保する方策として Ofsted に強力な指導権限を持たせており、このような組織の導入によって子どもの最善の利益が確実に確保される制度設計も一考されるべきである。

# ファミリー・ホーム制度の今後のあり方について

日本ファミリー・ホーム協議会会長 北川聰子

## ①里親家庭について

里親家庭は、家庭を基盤としている。そのため里親家庭は、日本の家族制度にも影響されてきた。高度経済成長の中で母親は専業主婦として家庭に入るべきといった時代には、現在のように共働きの里親家庭と発想は、あまり考えられていなかった。

現在の日本においては家族形態が変化し、核家族や少子高齢化、シングルマザーも増加している。このことと同時に里親家庭も変化してきている。共働きやシングルマザーの里親も増えてきている。今後、多様化が進んだ家庭形態の中では、里親家庭もひとつの家庭のあり方の一形態として位置づけられるのではないかと思われる。

## ②家庭養護の社会化

日本の社会的養護に関する制度は大きく分けて家庭養護と施設養護の二つから構成されている。

社会的養育の機能として、児童自立支援施設では小舎制で家庭的養護であるが働く夫婦は、プロの養育者として社会に位置付けられている。

一方、里親も里親制度という公的責任のもとで、里子の社会化を実親や家庭に代わって専門的に担う機能集団である（園井）。しかし、半面、里親はボランティア的な要素が強い制度である。家庭はプライベートであり、施設は子どもが暮らす場であっても仕事の場という考え方へ影響されていると思われる。

しかし社会的養護が必要になってきている子どもたちの多くは、虐待を受けていたり、発達に困り感があったり、そのほか様々な二次障害を抱えている子どもが増えている現状がある。このような状況で、里子の人格形成やより適切な社会化の過程を保障していく必要がある。そのためこのような子ども達こそ安心感のある家庭的な温かさの中で育ちを保障する必要がある。

愛着の再形成や子どもの様々なサインに応えていくためには、プロとして虐待の影響・トラウマ・非行・発達障害の知識など様々な専門性が必要となってくる。

このようなケアニーズの高い困り感のある子ども達をしっかりと育てていくためには、仕事をしながらのボランティア的なあり方には限界がある。

現在ファミリー・ホームの形態として夫婦ともに専従で子どもの養育を行っている方々が40.5%と高い数字を示しているのはその表れとも言える。ファミリー・ホームは、家庭養育の中で、夫婦が一緒に養育を専従として行なっている里親の職業化の方向性を示している。

今後の里親制度を考える時に、里親・ファミリー・ホーム・施設養育など社会的養護の全てを包括して見直していく必要があるが、このファミリー・ホームでの夫婦専従の形態が、里親の職業化を示唆するものと考える。

また、ファミリー・ホーム制度は11年前にできたが、社会的養護全体と同じく子どもの状況が変化し、被虐待児、障害児が増え、ファミリー・ホームという家庭の中で自分の気持ちを攻撃的な行動や感情で表出してくる。

そのような中ではアタッチメントの再形成の育みをするためには、子どもの数が 6 人では困難になってきている現状がある。ファミリー・ホーム協議会のアンケート調査でも「4人の子どもが望ましい」が 46.8% になっている。今後ファミリー・ホームの在り方として、より良い子ども育ち、家庭養護、職業里親という観点でも子どもが 4 人になっても運営できることが必要である。4 人そしてまた子どもの状態やファミリー・ホームの力量によっては 6 人まで可能とする制度を作っていく必要だと思われる。加えて、障害のある子どもに対する手当や加算なども充実し、子どもが社会的に自立していくために子ども一人に対しての手厚い体制が求められる。

しかし、ファミリー・ホームは、施設養護の小さくなったものではなく、あくまでも子どもと衣食住を共にする家庭養護のという原則を柱に置く必要がある。

今後、我が国において保護者のもとで暮らせなくなった子どもたちを、家庭養育で育てる里親においても、知識と経験を持ち職業としても位置付けられること必要なのではないか。職業としての里親が可能になることで、社会的にも胸をはって社会的養護の子どもの養育に取り組んでいくことになるのではないか。そのことが家庭の中で里子が安心安全な良い育ちが保障され自信をもり、社会的自立のために良い影響を及ぼすと考える。

【引用・参考】園井ゆり（2013）『里親制度の家族社会学—養育家族の可能性—』  
ミネルヴァ書房

## 謝　辞

公益財団法人日本財団

日本の里親委託率によると平成 31 年 3 月に里親等へ委託されている子どもは 7,104 人であり、そのうち里親家庭で生活する子どもの数が 5,556 人、ファミリー・ホームで生活する子どもの数は 1,548 人です。21% の子どもがファミリー・ホームで生活していることになり、今後のわが国での里親制度を考えていく上でもファミリー・ホームの存在は決して小さなものではありません。本研究会では、ファミリー・ホーム制度が成立した背景からこれまでの経緯を振り返るとともに、今後のファミリー・ホームが果すべき役割とその可能性について、委員の先生方に議論を重ねていただきました。

キーアセットの各国事務所にご協力いただいたアンケートを見ると、諸外国の里親家庭では（兄弟ケースを除くと）3 人までの委託がほとんどであり、さらに専門的なケアを必要とする子どもは、より少ない人数の委託となる傾向がありました。これに対して日本のファミリー・ホームは最大で 6 人の子どもが受託され、さらに障害を持つ子どもの割合が高い状況にあり、世界的にみて家庭養育としてかなり特殊な存在にあるようです。ファミリー・ホームの多くがベテランの里親さんで、その力量と献身的な姿勢があるからこそ成り立っている制度であり、この制度があったからこそ家庭で育つことができた子ども達が多くいたことは明ら

かです。一方でファミリー・ホーム協議会のアンケートで約6割が「4名定員が望ましい」としていることや、ファミリー・ホームを経験した若者のインタビューで人数の多さの課題を指摘する声があることを鑑みると、一度立ち止まってみて、そのあり方について考えてみるべき時期にきているかもしれません。本提言書がその一つのきっかけになれば幸いです。

最後になりましたが、本研究会に参加してくださった委員の皆様、アンケートに協力いただいたキーアセットの各國事務所の方々、インタビューにご協力いただいたファミリー・ホーム経験者の皆様、また事務局を勤めていただいた三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング株式会社の家子様、鈴庄様にこの場を借りてお礼を申し上げます。

## 里親およびファミリーホーム制度に関する研究会

【委員】(敬称略、○は座長)

相澤 仁	大分大学福祉健康科学部教授
○上鹿渡 和宏	早稲田大学人間科学部教授
北川 聰子	日本ファミリーホーム協議会会長
高橋恵里子	日本財団公益事業部国内事業開発チームリーダー
都留 和光	二葉乳児院院長
橋本 達昌	児童家庭支援センター一陽統括所長
林 浩康	日本女子大学人間社会学部教授
藤井 康弘	養育里親、元厚生労働省家庭福祉課長
三輪 清子	明治学院大学社会学部専任講師
渡邊 守	NPO 法人キーアセット代表

### 【業務委託先】

三菱UFJリサーチ&コンサルティング 家子直幸、鈴庄美苗

### 【開催経緯】

開催日時	主な議題・ゲストスピーカー
第1回 2019年11月19日	現在のファミリーホーム制度の主となる課題・論点の整理
第2回 2020年1月23日	ゲストスピーカーからのプレゼンテーション ・小松拓海氏（日本ファミリーホーム協議会事務局長） ・竹内透氏（日本ファミリーホーム協議会事業調査委員長） ・長谷川寛治氏（北海道ファミリーホーム協議会会長） ・若狭佐和子氏（日本ファミリーホーム協議会書記）
第3回 2020年2月20日	ファミリーホームの定員数、機能、運営に係る経費 代替的養育の定義等に関する海外文献
第4回 2020年4月23日	ファミリーホーム協議会アンケート調査結果の報告 海外里親制度調査結果の報告
第5回 2020年5月25日	ファミリーホーム経験者へのインタビュー調査結果の報告 提言書に関する議論
第6回 2020年6月22日	提言書に関する議論

## 補足資料1 ファミリーホーム経験者の声

本提言書の執筆にあたり、ファミリーホームでの生活を経験したことがある20歳～30歳までの経験者（男性1名、女性4名/法人型3名、個人型2名）に対し個別のインタビューを行った。（令和2年5月調査）

このインタビューを通じて得られた声は、ファミリーホームを経験した子どもたち自身が当時の生活を振り返って感じた実体験に基づく声であり、ファミリーホームを運用する上での重要な指摘であった。以下には、5名のインタビューで得られた個別のエピソードを紹介し、本提言書を補足する資料の一つとして掲載する。

### <生きづらさを理解してくれる親>

中学校までは社会的養護の子どもがたくさんいる地域でもあり、施設等で育ったことを周囲に話す必要もなかった。しかし、高校は社会的養護にまったく接点がない地域で、友人に説明すると「大変だったね」「かわいそう」と言われ、生きづらさが増したように感じられた。そのとき引きこもり気味になったが、里親が「出ておいで」と声を掛けてくれ家族会議を深夜まで開き、自身の思いを聴いてくれた。

FH居住の間は反発もしていることが多かったが、現在自身も子どもがおり、改めて里親のすごさを感じる。6人の子どもを同時に育て、人生を通じてみれば40～50人の子どもを育て上げていくわけで、驚くべきことだと思う。

### <自分をさらけだすことのきっかけをくれた親>

当初は里親との関係性が非常に悪く、2～3年間はほとんどしゃべらなかつた。里親に対して、うすうすは「いい人たちなんだろうな」という思いもあったものの、高校生ながらも（施設職員ではなく）本当の親のようになってくれる人たちを期待していたところがあり、自分を分かってほしい、という気持ちが強かったのかもしれない。そのような思いの中、里親に対しては自身を腫物に触るような様子もあり、「鬱陶しいと思われているんだろうな」とも感じていた。ちょうど入居から2・3年が経つ時に、子どもの声を聴こうというイベントがあり、スピーチを行った。人前で初めて自分の体験を話す機会だったが、里親は初めて自分の気持ちを聴き「そういう話は一対一で話してほしかった」と言われ、ぶつかる機会を得て、明け方ぐらいまで話し合って打ち解けられるようになった。

### <振り返っても感じる里親の深い理解>

18歳でFHを出るときに、これからは社会的養護制度や里親などとも一切関わらずに自分を新しく作り変えて「一人で生きていく」か、今までの自分をありのまま受け入れるか、という2つの生き方のどちらかを選択しようと考えた。最終的に、里親がこれ

まで自分にしてくれたことを思い起こして、FH も含めこれまでの人生が自分の一部だと考えるようになった。里親は、預かる子どもが他人であっても、ましてや実家族がいなかったり、虐待を受けたりという家の居心地の悪さを経験している子どものこともよく理解してくれており、今でもすごいと感じる。社会的にはかわいそうだと思われるのかもしれないが、里親はそれをネガティブではなくポジティブに捉えており、居心地の良い自身の育った FH のような家庭になっているのだろう。体験発表などを通じても、自分が里親から理解され生きてきたことを再確認している。感謝の気持ちでいっぱい、FH という制度の存在意義を、こういったインタビューの機会に伝えることも重要なようになっている。

#### <生活経験を学べる場としての FH の役割>

もともと措置されていた里親家庭の経験からすると、知らない家庭に一人きりで行くことは気持ちのハードルがあり、里親との関係性が悪くなることへの懸念もあった。また実家庭での生活を振り返ってみても、FH の大人数でわちゃわちゃと暮らしている現在の環境は一番気に入っている。里父母が「家族は、大きくしていくのは難しい」と言っていたのが印象的である。

互いに刺激をもらいながら生活するのが理想的な環境だと思うし、毎日忙しく暮らしているほうが自然と生活能力が付いていくと思う。母親が料理をしている、父親が大工仕事をしている、時折勉強を見てもらう、といった生活や暮らしのパターンが多様である方が、生活経験としては充実するのではないか。

もちろん大家族ゆえの大変さとして、全員で集まるのが難しかったり、一時保護の子どもと壮絶な喧嘩をしたりすることもある。ただし、「こんな性格だとぶつかるよね」「こういう性格の人もいるよね」といった、いろんな子どもと接して理解する機会があることは良い社会経験で、いまの大学での勉強（児童福祉）にも役立っている。

#### <日々の当たり前がある場としての FH の役割>

高校までは食べるご飯がなかつたり、高校進学費用もカツカツだったり、家にテレビがないような経験をしてきた。一方 FH には「家族のだんらん」があり、何気ないことにも安心感があった。例えば、学校にお弁当を持たせてもらったり、鼻歌を歌いながら洗濯物を干していたり、ゴロゴロしながらテレビを見たり、空いた時間に読書をしたり、日曜夜にごはんがたくさん並んだり、といった日常的な出来事ではあるのだが、自身にとってはこれらがテレビドラマの世界のように感じられた。

#### <普通の家庭を知る場としての FH の役割>

FH を通じて家庭というのがどんなところかを学ぶことができた。それが自分の中では大きな経験である。元々施設にいたときは家庭に憧れを感じていたところがあったが、実際に FH に入って家庭を知り、「みんな（家庭って）こんな風に大変なのかな」と思

うぐらい大変だった。世間には子どもを虐待する親もいるが、そんな中で暮らしている子どもはこの FH の日常以上にずっと大変なのだと感じた。家庭があるから幸せなのではなく、家庭で暮らす中で幸せを見つけていくのだなと思っている。

なお、インタビューを受けたファミリーホーム経験者の一部からインタビューを終えての思いをまとめた内容を得ており、ここに併せて掲載する。

#### <家庭としての FH の役割>

私は高校 2 年の末にこのファミリーホームに来て、5 年の月日が過ぎたところである。思い返せばこの家に来てから、たくさんの生活体験を積むことができた。

私のターニングポイントは、第一に里父・里母の勧めと支援から大学に通うことができ、社会福祉という自分が経験したことを活かせる職業があることを知ったことである。

学びたい、そう思えたきっかけは一緒に暮らしてきている子どもたちが弟妹のように思える存在となり、私の名前を呼んでくれて傍に寄り添ってくれること。なによりも里父・里母が私の親代わりとして私の話に耳を傾け、とても親身になって私に向き合ってくれたことである。この働きかけから私は初めて人と心が通じ合ったように感じた。また、暮らしの中で私自身の働きかけにより子どもたちがより笑顔で表情豊かになり子どもらしく生き生きとしていく姿にとても嬉しくなった。

子どもが成長するうえで「家庭」「家族という存在」は絶対的に必要であり、人間の豊かさを作る大切な基盤であると実感している。

安心して眠れる・ご飯を食べられる・話し相手がいること、ごく普通の家庭では当たり前なのに、そうではない環境にある子どもたちがたくさんいる。学校に通えること・家に友達を呼べること・外食できること・家族旅行に行けることなどの様々な生活体験が子ども時代の記憶の中にあるかどうかがとても重要だと気づくことができた。

## 補足資料2 海外調査

ここでは、本提言書の執筆にあたり NPO 法人キーアセットの協力を得て、同法人の海外ネットワーク各事務所に対して 2020 年 3 月に実施したアンケート調査の回答を掲載している。なお、調査時点での各事務所の回答結果をそのまま邦訳したものであり、回答内容にはキーアセット事務所のある州や地域の事情が反映されている可能性があることに留意されたい。

調査項目	アイルランド	イングランド	ニュージーランド	オーストラリア	カナダ	スウェーデン
里親登録の種類	アイルランドには、一般の里親(general foster care)と親族里親 (Kinship care) の二つの種類がある。委託費やサポートにおいて違いはない。アイルランドの里親ケアは、政府、TUSLA、または TUSLA に委託された民間機関を通じて提供される。	里親は自治体 (Local Authority:LA) か民間機関 (Independent fostering Agency:IFA) のどちらかに登録する。	NGO に登録の里親は州の定める委託費の同等かそれ以上の金額を各自で定める。 金額は年齢に応じて異なる。 子どものニーズに応じて高くなる。 手当は、州が NGO に支払い、NGO はそこから里親に支払う。	たくさんの種類があり、州によって異なる。手当も様々あり契約の形態や養育形態によって異なる。	州 (Province)がそれぞれの里親制度を持っている。行政のみが里親の承認・サービスの提供などをできるところもある。追加のリソースとして営利企業と連携しているところもある。里親の種類は「一般 (regular)」「専門(Specialised)」「治療(Treatment)」など	里親 専門（集中）里親 一時里親 親族里親
子どものニーズに応じた委託費の違い	アイルランドでは、最低委託費は政府に決められており、これは「ニーズ」の違いというより「年齢」の違いである。法律では、ニーズに応じた加算は認められている。  障害や身体、学習能力で課題のある子どもは特別なサービス必要とするため、加算を受ける。里親機関は、追加費用だけでなく、サービスや学習支援へのアクセスを提供する。	里親に支払われる委託費用は自治体と民間機関で違い、自治体間でも違いがある。一般に、民間機関の里親は、委託するのがより難しい子をうけており、その多くがティーンエイジャーであるため、委託費が高い。法律で、里親は里子にかかるすべてのコストカバーする手当を支払われるとされている。  障害や身体、学習能力で課題のある子どもは特別なサービス必要とするため、加算を受ける。里親機関は、追加費用だけでなく、サービスや学習支援へのアクセスを提供する。	4つのニーズレベルに応じた支給が現在協議されているところである。 キーアセット NZ ではおおむねレベル 3 (レベル 4 が最高) の子どもを持っているが、子ども 1 人 1 晚につき NZ\$200 が支給される。里親には子ども 1 人で週に NZ\$620-800 が支給される。	子どものニーズや行動によって異なる。手当は、里親に州が直接出したり民間が出したり、どちらも混合で行う場合がある。	フォースタリング機関が提供するサービスによってサービスコストは様々。入札の場合は入札の際の予算にもよる。平均して 1 日当たり 120 ドル～300 ドル以上	子どものニーズによって委託費は変わる
里親に委託される子どもの数	The National Standards in Foster Care の Section 10.6 にはこう書かれている。一般に、二人以上の里子を一度に同じ家庭に措置はしない。ただし兄弟姉妹のグループは除くが、兄弟姉妹グループは他の里子と一緒に措置はされない。実子の数については制限はない。	里親についての法律で、子どもがより人数の多い兄弟姉妹でなければ、3 人までしか委託してはならない、と、書かれている。この場合の兄弟姉妹は全員血縁関係がある必要があり、里親はある家から二人の兄弟、別の家から二人の兄弟、という委託は受けられないが、3 人までは別々の家庭からの委託は受けことができる。  たとえ里親が 3 人に子どもの委託を許可されていたとしても、この数は子どものニーズによって制限をうけることがある。例えば 3 人の子どもを受けられる里親でも、ある子どものニーズによって、他の子どもの委託ができない場合もある。これは、子どもの医学上、行動上のニーズによるものである。	2つの方法によって決定される。 ①新しい里親が認可され、登録する時に、委託できる里子の数が決まる。最低が 1 人で、最大が 3 人まで。里親のアセスメントとそのスキルに応じて決定される。 ②子どものニーズに応じて決定される。専門里親には 1 人のみ委託される (一对一専門里親とよばれることもある)。このような里親は最大週に NZ\$1000 以上の手当がある。 実子の数の制限は場合による。 専門里親は子どものニーズに対応するため、他の子どもが家にいてはいけないという場合もある。キーアセット NZ のポリシーでは、5 歳以下の実子がいると里親にはなれない。 1 つの家庭に委託される子どもに数について、キーアセット NZ では 60% が 1 人、30% が 2 人 (半分は兄弟)、10% が 3 人 (ほぼ兄弟)。 ベスト・プラクティスでは同時に委託するのは 3 人までとさされる。それ以上の子どもで兄弟でもないとなると、小さなグループホームと同等になる。	マッチングと里親のスキルによる。 おおむね 3 人まで。特別な場合は 5 人まで。兄弟の場合は人数の制限がない。インテンシブケアの場合は子ども 1 人が通常。里親同意書に基づいて決められる。 実子の数はマッチングや家のスペースを考える際の 1 つの要因となる。アセスメントの際にも考慮される。	ほとんどの州で世帯あたりの里子は 4 人以下となっている。兄弟は一緒に委託するため、兄弟が多いケースは例外。 実子と里子の合計人数の制限についての法律はないと思われる。	法律で一家庭へ委託は 3 人までと決まっている。複雑な課題を抱えている子どもについては、インテンシブケアと呼ばれ、1 人以上で委託されることはある。委託と意思決定はすべて行政 (municipals) によって行われる。

調査項目	アイルランド	イングランド	ニュージーランド	オーストラリア	カナダ	スウェーデン
実際の運用	アイルランドでは、基準（Standard）が守られず、一人の家庭に血縁関係のない二人以上の里子を委託することは珍しくはない。これは、里親の数の不足によるものである。	－	－	－	人數制限は決められており、もし制限されている人数を越える委託がある場合は政府の承認が必要となる。	
里親に委託される子どもの数についての例外措置	上を参照	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 血縁関係のある兄弟姉妹のグループ</li> <li>・ 行政が、特別な措置に関連して（以下に書いてあるように条件を定めなければならない）、里子の数の制限の例外を認めた場合</li> <li>・ 里親の許可条件で許可されている場合例外措置は、里親が登録しているフォスターング機関の裁量によって決めることができる。</li> </ul> <p>代替的養育を受けていない子どもは、通常は里子の数の制限にはカウントされない。しかし、通常の里子の数の制限の例外を設けるかどうかは、家庭の中のすべての子どもの福祉が検討されなければならない。例えば、里親が親子（parent and child arrangements）にケアを提供しているような場合もあるだろう。</p>	複数人の兄弟、あるいは長い経験と高いスキルがあり、家が大きい里親には例外がある。ただし特別な許可がいる。	複数人の兄弟	上を参照	複数の兄弟（5-6人まで）を一家庭に委託することはあるが、子どもにとってそれが最善な場合は3人のグループに分けて委託することもある。法律ではすべての子どもが自分自身のベッドルームを持つ必要があり、これが数の多い委託の制限となっている。
里親に委託される子どもの数の根拠（法律、ガイドライン等）	The National Standards in Foster Care 2003, the Foster Care Regulations 1995	Schedule 7 to the Children Act 1989 (the 1989 Act)	The Oranga Tamariki Act 1989 The Children Act 2014 National Care Standards and Related Matters Regulations 2018	<ul style="list-style-type: none"> <li>• The Child Protection Act 1999</li> <li>• The Child Protection Regulations 2011</li> <li>• The Child Protection (Amendment) Regulation 2006</li> <li>• Department of Child Safety Youth and Women Child Safety Services Practice Manual</li> <li>• Aboriginal and Torres Strait Islander Child Placement Principle 1997</li> </ul>	州によって決められている。また、当該州における児童福祉条例の一部でもある。以下はオンタリオ州の児童福祉条例 <a href="https://www.ontario.ca/laws/statute/17c14">https://www.ontario.ca/laws/statute/17c14</a>	－
その他	アイルランドではケアにいる 95% の子どもは里親に委託されている。	里親家庭の里子の数についての許可状況 里子 1 人 14,335 (33%) 里子 2 人 15,540 (36%) 里子 3 人 12,845 (30%) 里子 4 人かそれ以上 755 (2%)	－	－	－	－